

事 務 連 絡
令和3年2月5日

法務局民事行政部戸籍課長 殿
地 方 法 務 局 戸 籍 課 長 殿

法務省民事局民事法制管理官 來間補佐官

養育費の確保に向けたひとり親支援担当部署との更なる連携強化の推進
について（依頼）

平素より、戸籍実務に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

離婚したひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の確保は非常に重要なものです。このため、法務省と厚生労働省が連携を図って、昨年6月に「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を立ち上げ、養育費の確保に向けた公的支援の在り方について、4自治体へのヒアリングを行うなどして、計6回にわたり議論を重ねてきました。

タスクフォースでは、ひとり親家庭に対する支援において重要な役割を担っている自治体において、離婚届を受理する実務を担っている戸籍担当部署と、ひとり親家庭への相談支援等の実務を担っているひとり親支援担当部署が相互に連携することにより、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくことが重要であるとの認識で両省が一致しました。

こうした認識の下、両省が連携して養育費の確保に向けた施策の検討を進めてきたところであり、今般その成果について、下記のとおり、各種情報を整理してまとめております。つきましては、本事務連絡の内容を貴管下支局及び管内市区町村に連絡いただき、市区町村の戸籍事務担当窓口等において、これらを積極的に活用してひとり親支援担当部署との更なる連携強化の推進に努められるよう周知願います。

なお、本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局と協議済みであり、

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課からも別添 1 の事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

1 タスクフォースにおける議論について

タスクフォースは、法務省と厚生労働省が連携して養育費の不払い解消に関する実務的検討を行い、必要な取組を加速させるとともに具体的な論点の整理や課題の分析等を進めるために両省の担当官を構成員として設置されたものです。タスクフォースでは、別添 2 のとおり、第 3 回会議で「戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化」という資料を提示し、両省が連携しながら、両省の施策を相互に活用・紹介し、施策を実現するという方向性を示してきました。

<不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html

2 法務省作成のパンフレット等のひとり親支援担当部署での活用について

かねてから配布を依頼しているパンフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q & A」）については、自治体の戸籍担当部署に設置し、離婚届用紙を取りに来られた方に同時に交付することをお願いしているものですが、必ずしも十分に活用されていないとの指摘もあることから、改めて離婚届用紙との同時交付を実施していただきますよう、お願いいたします。

また、このパンフレットは、ひとり親支援担当部署における養育費や面会交流に関する相談支援にも役立てることができるものですので、ひとり親支援担当部署へ必要部数を融通いただくなど、積極的な活用にご協力いただきますようお願いいたします。

<離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

<子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q & A>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

また、今後、パンフレット以外にも、別居をする方や離婚をする方が知っておくべき事項を簡潔にまとめたリーフレットの作成を予定しています。これについても、準備ができ次第、戸籍担当部署で活用していただくことを依頼する予定ですが、ひとり親家庭への相談支援にも役立てることができるも

のですので、その際にはひとり親支援担当部署とともに積極的な活用に御協力いただきますようお願いいたします。

3 ひとり親支援担当部署と連携した相談支援等への誘導について

(1) ひとり親支援担当部署との連携の方策について

離婚を考えている方は、離婚届用紙の受取りや提出のタイミングで、戸籍担当部署との接点を必ず持つこととなります。このタイミングを活用して、支援が必要な者を可能な限り把握し、ひとり親支援担当部署での相談支援に繋げていくことが、ひとり親家庭への支援として極めて重要です。

このため、ひとり親支援担当部署と連携していただき、ひとり親支援担当部署での相談支援等への誘導が可能となるような方策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。具体的な方策としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ① 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際（支援を必要とするか否かの判断は、例えば、未成熟子を有する父母の離婚届の養育費等の取決め欄におけるチェックの有無を手がかりにすることなどが考えられます。）に、ひとり親支援担当部署から戸籍担当部署に相談員が赴き、相談支援を行う。
- ② 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に、リーフレット等を活用して、ひとり親支援担当部署の案内などの情報提供を積極的に実施する。
- ③ ひとり親家庭に対してメーリングリストやSNS等により情報提供を実施する仕組みを構築し、戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に登録を促し、ひとり親家庭が必要とする情報をタイムリーに提供する。

(2) 離婚前後親支援モデル事業の活用について

(1)でお示しした連携方策を実践する場合を含め、ひとり親支援担当部署との連携を強化する取組については、厚生労働省の予算である離婚前後親支援モデル事業による支援の対象となり、国庫補助事業が活用可能です。別添3のとおり、令和3年度予算案においても、単価の上限を1か所あたり1,713千円から15,000千円に大幅に引き上げるなど、更なる拡充を行う予定としていますので、御参照いただき、ひとり親支援担当部署と連携して積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

(3) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援体制強化事業の活用について

令和2年度第3次補正予算に計上されている厚生労働省の予算であるひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援体制強化事業は、

- ① ひとり親家庭の個々の情報を管理し、戸籍担当部署やひとり親支援担当部署など関係部署と共有するためのシステム構築
- ② 共有された情報を元に、ひとり親家庭に対するプッシュ型支援の実施等の取組を補助対象としております。別添4のとおり、単価の上限は1自治体あたり80,000千円（定額（国10/10相当））の事業になりますので、御参照いただき、積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

4 養育費の確保に向けた運用改善による支援策の検討状況について

タスクフォース以外にも、法務省の「養育費不払い解消に向けた検討会議」では、例えば、離婚届用紙の様式を見直し、離婚届用紙の記載を通じて情報提供を行う（※）、国民向けの広報啓発ツール（法務省提供のホームページの見直し、新規動画の作成等）を充実させるなどの養育費の確保に向けた運用改善の取組に関する対応の必要性が指摘されており、法務省において引き続き検討してまいります。

また、厚生労働省においては、自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するための事業や、自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する事業（例えば、公正証書等による債務名義の作成補助等）に対する離婚前後親支援モデル事業での支援の拡充が検討されています。

これらの取組については、準備ができ次第、順次、お知らせをいたしますので、御了知いただくとともに、ひとり親支援担当部署と連携して積極的な活用を御検討いただきますようお願いいたします。

なお、最高裁判所においては、昨年末、裁判所ホームページに、養育費に関連する裁判所の手続についての説明をまとめたページ「養育費に関する手続」を掲載しておりますので、併せて積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

<養育費不払い解消に向けた検討会議>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00101.html

<養育費に関する手続【裁判所ホームページ】>

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html

(裁判所ホームページのトップページ「キーワード」欄にもリンクがあります。)

(※) 法務省では、離婚届用紙の養育費に関するチェック欄等につき、平成 30 年にも見直しを行っていますが、第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）の成果目標として、離婚届書の「養育費の分担について取決めをしている。」との欄にチェックするものの割合を 70%以上にするを新たに掲げています。

事 務 連 絡
令和3年2月5日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

養育費の確保に向けた戸籍担当部署との更なる連携強化の推進について

平素より、ひとり親家庭への支援にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

離婚したひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の確保は非常に重要なものです。このため、法務省と厚生労働省が連携を図って、昨年6月に「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を立ち上げ、養育費の確保に向けた公的支援の在り方について、4自治体へのヒアリングを行うなどして、計6回にわたり議論を重ねてきました。

タスクフォースでは、ひとり親家庭に対する支援において重要な役割を担っている自治体において、離婚届を受理する実務を担っている戸籍担当部署と、ひとり親家庭への相談支援等の実務を担っているひとり親支援担当部署が相互に連携することにより、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくことが重要であるとの認識で両省が一致しました。

こうした認識の下、両省が連携して養育費の確保に向けた施策の検討を進めてきたところであり、今般その成果について、下記のとおり、各種情報を整理してまとめております。内容についてご了解いただくとともに、これらを積極的にご活用いただき、戸籍担当部署との更なる連携強化の推進に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、本事務連絡については、法務省民事局と協議済みであり、法務省民事局からも別添1の事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

1. タスクフォースにおける議論について

タスクフォースは、法務省と厚生労働省が連携して養育費の不払い解消に関する実務的検討を行い、必要な取組を加速させるとともに具体的な論点の整理や課題の分析等を進めるために両省の担当官を構成員として設置されたものです。タスクフォースでは、別添2のとおり、第3回会議で「戸籍部門とひとり親支援部門の連携

など自治体における支援の強化」という資料を提示し、両省が連携しながら、両省の施策を相互に活用・紹介し、施策を実現するという方向性を示してきました。

＜不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース（法務省HP）＞

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html

2. 法務省作成のパンフレット等のひとり親支援担当部署での活用について

法務省は、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」）を作成しています。このパンフレットは、自治体の戸籍担当部署に設置し、離婚届用紙を取りに来られた方に同時に交付することとしているものですが、養育費や面会交流に関する相談支援にも役立てることができるものですので、ひとり親支援担当部署への積極的な活用にご協力いただきますようお願いいたします。

＜離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～（法務省HP）＞

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

＜子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（法務省HP）＞

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

また、今後、法務省において、パンフレット以外にも、別居をする方や離婚をする方が知っておくべき事項を簡潔にまとめたリーフレットの作成を予定しています。これについても、法務省が自治体の戸籍担当部署において活用することを依頼する予定のものです。ひとり親家庭への相談支援にも役立てることができるものです。準備ができ次第、お知らせをいたしますので、ひとり親支援担当部署での積極的な活用をご検討いただきますようお願いいたします。

3. 戸籍担当部署と連携した相談支援等への誘導について

（1）戸籍担当部署との連携の方策について

離婚を考えている方は、離婚届用紙の受取りや提出のタイミングで、戸籍担当部署との接点を必ず持つこととなります。このタイミングを活用して、支援が必要な者を可能な限り把握し、ひとり親支援担当部署での相談支援に繋げていくことが、ひとり親家庭への支援として極めて重要です。

このため、戸籍担当部署と連携していただき、ひとり親支援担当部署での相談支援等への誘導が可能となるような方策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。具体的な方策としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ① 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に、ひとり親支援担当部署から戸籍担当部署に相談員が赴き、相談支援を行う。
- ② 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に、リーフレット等を活用して、ひとり親支援担当部署の案内などの情報提供を積極的に実施する。
- ③ ひとり親家庭に対してメーリングリストやSNS等により情報提供を実施する

仕組みを構築し、戸籍窓口に支援を必要とするひとり親が訪れた際に登録を促し、ひとり親家庭が必要とする情報をタイムリーに提供する。

(2) 離婚前後親支援モデル事業の活用について

(1) でお示しした連携方策を実践する場合を含め、戸籍・住民担当部署との連携を強化する取組については、離婚前後親支援モデル事業による支援の対象となり、国庫補助事業が活用可能です。別添3のとおり、令和3年度予算案においても、単価の上限を1か所あたり1,713千円から15,000千円に大幅に引き上げるなど、更なる拡充を行う予定としていますので、ご参照いただき、積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

(3) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援体制強化事業の活用について

令和2年度第3次補正予算に計上されているひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援体制強化事業は、

① ひとり親家庭の個々の情報を管理し、戸籍担当部署など関係部署と共有するためのシステム構築

② 共有された情報を元に、ひとり親家庭に対するプッシュ型支援の実施等の取組を補助対象としております。別添4のとおり、単価の上限は1自治体あたり80,000千円（定額（国10/10相当））の事業になりますので、ご参照いただき、積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

4. 養育費の確保に向けた運用改善による支援策の検討状況について

タスクフォース以外にも、法務省の「養育費不払い解消に向けた検討会議」では、例えば、離婚届用紙の様式を見直し、離婚届用紙の記載を通じて情報提供を行う（※）、国民向けの広報啓発ツール（法務省提供のホームページの見直し、新規動画の作成等）を充実させるなどの養育費の確保に向けた運用改善の取組に関する対応の必要性が指摘されており、法務省において引き続き検討されていくことになります。

また、厚生労働省においては、自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するための事業や、自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する事業（例えば、公正証書等による債務名義の作成補助等）に対する離婚前後親支援モデル事業での支援の拡充を検討しています。

これらの取組については、準備ができ次第、順次、お知らせをいたしますので、御了知いただくとともに、戸籍担当部署と連携して積極的な活用をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、最高裁判所においては、昨年末、裁判所ホームページに、養育費に関連する裁判所の手続についての説明をまとめたページ「養育費に関する手続」を掲載しておりますので、併せて積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

<養育費不払い解消に向けた検討会議>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00101.html

<養育費に関する手続【裁判所ホームページ】>

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html

(裁判所ホームページのトップページ「キーワード」欄にもリンクがあります。)

(※) 法務省では、離婚届用紙の養育費に関するチェック欄等につき、平成 30 年にも見直しを行っていますが、第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）の成果目標として、離婚届書の「養育費の分担について取決めをしている。」との欄にチェックするものの割合を 70%以上にすることを新たに掲げています。

(別添2) 戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化 (法務省・厚生労働省連携)

現状

- 離婚の当事者は、離婚届の提出については戸籍の担当窓口、ひとり親となることに伴う相談・支援についてはひとり親支援の担当窓口、にそれぞれ相談等を行うこととなるが、これらの窓口間で連携が進んでいる状況にはない。

戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・面会交流パンフレットの配布

離婚時点・全員

ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○就業支援 ○養育費確保支援 ○経済的支援

主として離婚後・希望者のみ

連携不十分
との指摘

将来像

目指すべき姿

- ✓ 離婚に伴い支援が必要な者を行政が能動的に把握し、プッシュ型での支援を提供
 - ✓ 離婚を考える親が知っておくべき事項を一元的に提供
 - ✓ 支援を希望する者にワンストップで寄り添い型の支援
- ⇒ 法務省と厚生労働省が省庁横断的に一丸となって支援

① 戸籍部門とひとり親支援部門の連携 (自治体におけるワンストップでの相談支援の充実・強化)

戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・面会交流パンフレットの配布

離婚届用紙の配布や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握

連携し相談支援等へ誘導

ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○就業支援 ○養育費確保支援 ○経済的支援

プッシュ型での寄り添い支援

② 養育費・面会交流パンフレット 充実

- 離婚届用紙に挟んで配布するなど、確実に交付される工夫を検討
- 婚姻費用分担や、子に関する社会保障給付（児童手当、児童扶養手当等）に関する記載の追加を検討

④ 親ガイダンス動画の作成 新規

- 養育費・面会交流を中心に、離婚時に決めておくべき事項やその意義等を解説した動画の作成を検討
- 離婚届用紙の受取り等のタイミングを活用して、動画の概要やURL等を周知

⑤ 自治体への法的支援強化 新規

- 弁護士等の機能的配置やITツールを用いた対応等のモデル事業を実施し、課題等を調査・分析してさらなる支援につなげていくことを検討
- 自治体職員等を対象とする養育費に関する説明資料等の作成・提供を検討

⑥ オンライン相談等の実施 充実

- SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援の実施を検討

⑦ 専門的な相談支援体制 充実

- 自治体における養育費に関する相談支援について、法的支援など専門的な相談支援体制の充実を検討

⑧ 離婚前からの親支援 充実

- より早期の低葛藤時点からの支援のため、弁護士等の専門家による支援、民間団体等による個別支援などの充実を検討

⑨ 先駆的な事業への支援 充実

- 自治体が先駆的に実施する事業に対するモデル事業での支援につき充実を検討 (例)公正証書等による債務名義の作成補助、保証契約を締結した際の保証料の補助等

連携しながら施策を実現

厚生労働省

法務省

両省の施策を相互に活用・紹介

- 法務省作成のパンフレット・動画等をひとり親支援で活用
- 法務省による法的支援・法律相談援助の充実を自治体で活用
- ひとり親支援の担当窓口を戸籍の担当窓口で紹介

(別添3) 離婚前後親支援モデル事業 (令和元年度～) 【拡充】

【令和3年度予算案：158億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)】

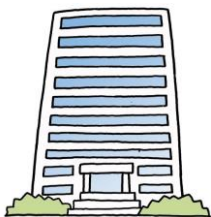
- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保 (R2～) 【拡充】

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

<現 行>

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,713千円）

（１）親支援講座

- ① 親支援講座（H元～）
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供（R元～）
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（２）養育費の履行確保に資する取組

- ① 養育費の履行確保等（R2～）
公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。



<見直し案>

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり15,000千円）

（１）親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（２）養育費の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ その他先駆的な取組
①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

背景

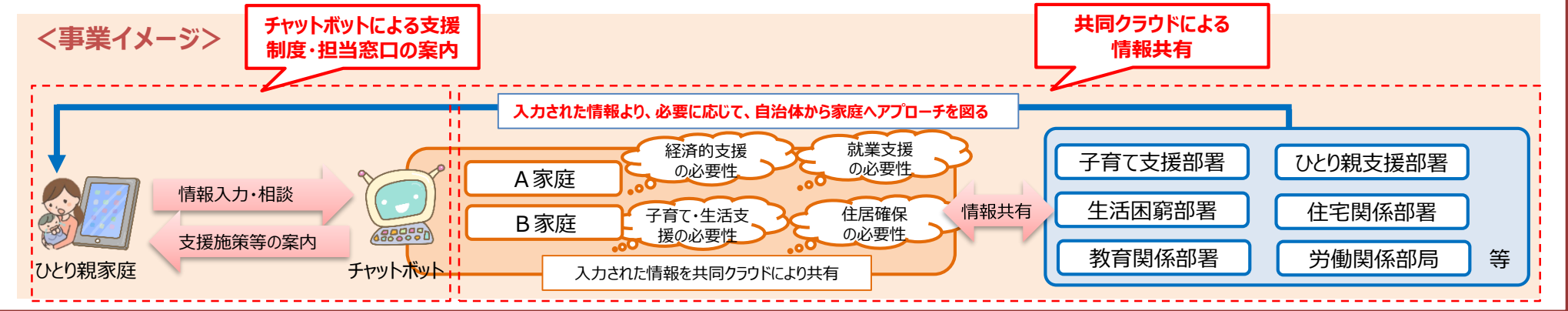
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村